

10

**育児休業等給付
出生時育児休業給付金**

支給要件	<p>① 次の要件に該当する出生時育児休業を取得した被保険者（一般被保険者および高年齢被保険者）であること（2回まで分割取得可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生時育児休業をする期間について、その初日と末日を明らかにして事業主に申し出した休業 ・「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間内に、4週間（28日）以内の期間の範囲で取得されたもの <p>②出生時育児休業開始日前原則2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は賃金支払の基礎となった時間数が80時間以上ある）月が12か月以上あること</p> <p>③就業をしていると認められる日数が最大（＊）10日（10日を超える場合は、就業をしていると認められる時間数が80時間）以下であること ＊28日間の出生時育児休業を取得した場合。当該休業期間が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなる。</p> <p>④（有期雇用労働者の場合）子の出生日（出産予定日前に子が出生したときは、出産予定日）から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに、その労働契約の期間が満了することが明らかでないこと</p>								
支 給 額	<p>■休業開始時賃金日額×休業期間の日数（28日が上限）×67%</p> <p>■出生時育児休業期間を対象として事業主から賃金が支払われた場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払われた賃金の額</th> <th>支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%以下</td> <td>休業開始時賃金日額×休業期間の日数×67%</td> </tr> <tr> <td>「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%超～80%未満</td> <td>(休業開始時賃金日額×休業期間の日数×80%)－支払われた賃金の額</td> </tr> <tr> <td>「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の80%以上</td> <td>支給されない</td> </tr> </tbody> </table> <p>*休業開始時賃金日額には、上限額・下限額がある（通常、毎年8月1日に変更がある）。</p> <p>*出生時育児休業給付金の支給を受けた期間は、雇用保険の基本手当と高年齢求職者給付金の所定給付日数に係る算定基礎期間から除いて算定される。</p>	支払われた賃金の額	支 給 額	「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%以下	休業開始時賃金日額×休業期間の日数×67%	「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%超～80%未満	(休業開始時賃金日額×休業期間の日数×80%)－支払われた賃金の額	「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の80%以上	支給されない
支払われた賃金の額	支 給 額								
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%以下	休業開始時賃金日額×休業期間の日数×67%								
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%超～80%未満	(休業開始時賃金日額×休業期間の日数×80%)－支払われた賃金の額								
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の80%以上	支給されない								

支給申請	提出者	事業主 ＊本人が希望する等やむを得ない理由があるときは、被保険者が提出することも可能
必要書類		<p>①雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書</p> <p>②育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書</p> <p>③出生時育児休業を開始・終了した日、賃金額等を確認できるもの（賃金台帳、労働者名簿、出勤簿等）</p> <p>④育児の事実、出産予定日等を確認できるもの（母子健康手帳、医師の診断書（分娩（出産）予定証明書）の写し等）</p>
提出時期		<p>■子の出生日（出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日）から起算して8週間を経過する日（①出生時育児休業の取得日数が28日に達した場合は達した日、②2回目の出生時育児休業をした場合は2回目の出生時育児休業を終了した日）の翌日から、当該日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日まで ＊出生時育児休業期間を対象とする賃金支払日以降に提出する。</p> <p>■出生時育児休業は2回に分割して取得することができるが、支給申請は1回にまとめて行う。</p> <p>■出生後休業支援給付金の支給要件を満たしている場合は、出生後休業支援給付金と併せて申請することができる。</p>
提出先		所轄公共職業安定所（電子申請による申請も可能）